い時期です。

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒 979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30 ☎ 0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

住民登録

いと、 に役場町民課に届出てくださ なるばかりでなく、子どもの に該当する方は、必ず期間内 出てきます。下表の届出事項 予防接種や入学にまで影響が 福祉サービスが受けられなく 正しい住所を届けておかな 町における各種行政

00000

です。忘れず届出期間中に手続きをお願いします。 ときには住民登録にかかる転入・転出等の届出が必要

です。 役場へ住民登録の届出が必要 住所を変更したときには、

登録証(カード)を忘れずに ことを確認しますので、2、 付を申請する場合には、印鑑 3日程度の日数を要します。 代理人の身分証明書等が必要 選任届等)、 郵送して、 には登録本人宛に照会文書を になります。 また、印鑑登録証明書の交 申請に相違がない なお、この場合 代理人の印

【本人確認書類が必要です】

お持ちください。

を行っています。 どをされる方に身分証明書を 提示していただき、 住民の異動届出や印鑑登録な 未然に防ぐために、 転入などの届出をすることを 本人になりすまし、転出や 本人確認 町では、

貸し借りや登記などに使われ

印鑑登録証明書は、

印鑑登録

る大切なものです。

病気や仕事などで本人がお

代

不明な点などありました

町民課へお問い合わせく

理での申請ができますが、 越しになれない場合には、

(自筆)

の委任状(代理人

ださい。

| 住所変更等の届出 | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------|--|--|--|--|
| 届出事項 | 届出期間 | 持参するもの | | | |
| 転入届 (他市町村から引っ越し してきたとき) | 新地町に住み始めた日から 14 日以内 | ・届出人の印鑑 ・転出証明書(前住所地で交付されたもの) ・通知カード又は個人番号カード ・本人確認書類(※) | | | |
| 転出届 (他市町村に引っ越すとき) | 転出先・転出する日が 決まったら速やかに | ・届出人の印鑑・印鑑登録証(登録者のみ)・国民健康保険証(加入者のみ)・本人確認書類(※) | | | |
| 転居届 (町内で住所を変えたとき) | 住所を移した日から 14 日以内 | ・届出人の印鑑 ・通知カード又は個人番号カード ・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類(※) | | | |
| 世帯主変更届 | 変更した日 | ・届出人の印鑑・国民健康保険証(加入者のみ)・本人確認書類(※) | | | |

(※) 本人確認書類とは、運転免許証、個人番号カード、住基カード(写真入り) やパスポートなど官公庁 発行の写真入りの身分証明書(有効期限内のもの)などです。 身分証明証

◎問い合わせ 町民課(電話:62-2115)

届出を忘れずに

3月・4月は転勤や進学などで、住所変更が最も多

新地町に移ってきたときや、町外に移る

父通安全運動

O) 10 月6日側から4月15日例まで 春の全国交通安全運動が4 \exists 間にわたり行われま

交通マナーの実践を徹底しま 交通ルールの遵守と正しい

これは、

横断歩道の

スマホより

運動のスローガン

期間

僕を見て

子供を始めとする歩行者

運動の重点

新地町役場 場所 8時30分~17時 4月1日冰~4月3日休 (土・日・祝日を除く)

◎問い合わせ

町民課

◎問い合わせ

862-2116

1/

3

|転車の安全利用の推進

励行

2

高齢運転者等の安全運転

安全の確保

す。資産確認をお願いします。 資産税の基礎となるもので 帳簿の縦覧を次のとおり行い 令和2年度固定資産税縦覧 令和2年度の固定 携帯メールで町の気象情報や避難情報など 防災に関する情報を受け取れます

町では、気象情報や避難情報など防災に関する情報を、携帯メールで受け取ることができる サービスを行っています。

スマートフォンや従来型の携帯電話をお持ちの方は登録いただき、ご活用ください。

登 録 方 法:下記メールアドレスを入力し、空メールを送信するか、QRコードを利用して、 空メールを送信することで、登録をすることができます。

※タイトル、本文は不要です。

メールアドレス: bosai-touroku@shinchi-town.jp

QR コード

メールを送信すると次のような返信メールが届きます。



| From | bosai-info@shinchi-town.jp | |
|------|--|--|
| 件名 | 新地町役場より防災メール登録完了のお知らせ | |
| 本文 | 新地町役場の防災メール配信への登録が完了いたしました。 防災メール登録解除は下記メールアドレスへ空メールを送信 してください。 bosai-kaijo@shinchi-town.jp 新地町役場防災サイト URL http://bosai.shinchi-town.jp | |

返信メールが届いたら登録は完了となります。

◎問い合わせ 総務課(電話:62-2111)

被災された方へ 東日本大震災により

延長になります 国民健康保険・介護保険の 部負担金等の免除期間が

勧奨地点、

緊急時避難準備区

また、

⑥のうち、

特定避難

事故により被災された方は令 31日まで延長します。 の免除期間を、令和3年3月 や介護サービスの利用者負担 た方の医療機関での窓口負担 町では、震災等で被災され (原発

対象者

の①から⑥に該当する方 ①住家の全半壊、全半焼また はこれに準ずる被災をした 町に住所を有する方で、 次

②主たる生計維持者が死亡ま ③主たる生計維持者の行方が たは重篤な傷病を負った方

④主たる生計維持者が業務を 廃止・休止した方 不明の方

⑥原発事故による避難指示区 ⑤主たる生計維持者が失職 域等の住民の方 し、現在収入が無い方

和2年7月31日まで)

でに郵送します。 する免除証明書は3月末日ま ※令和2年4月1日から使用 令和2年4月1日から ①~⑤のいずれかに該当する方 令和3年3月31日

⑥に該当する方

令和2年3月1日から 令和2年7月31日

ください。 サービスを受ける際は保険証 ※医療機関を受診または介護 順次発送しています。 と一緒に必ず窓口に提示して ※2月中旬から免除証明書を

7

62-2931

◎問い合わせ

健康福祉課 **3**62-2931

健康福祉課にて新たに申請を ⑤に該当する方は役場 サロンのご案内しんちまちこぐま

する必要があります。

サロン」を開催します。 者のための「しんちまちこぐま や発達、心のケアについて相談 暮らし、ともに参加する笑顔あ ない人も地域の中で安心して にご参加ください。 したい方及びそのご家族・支援 ふれるまち」を目標に、障がい 町 では 「障がいのある人も お気軽

る方は対象となりません。 の方で、上位所得者に該当す 指定が解除された区域の対象 域及び避難指示解除準備区域

【免除証明書の有効期間】

日時 ②13時~14時45分 ① 10時~12時 4月7日火・ 20 日 (月)

場 所 保健センター

参加費 ◎問い合わせ 無料

特定非営利活動法人ポラリス 健康福祉課 **3**0223-36-7413

福田若者定住促進住宅入居者募集!

町では、福田若者定住促進住宅の入居者を募 集しております。

町内在住者でも「①小学生以下の子供もしく は母子手帳が交付された妊婦がいる世帯」、

「②結婚1年未満の世帯」、 「③3ヶ月以内に **結婚する世帯**」のいずれかを満たせば入居がで きるようになりました。

上記記載以外にも入居要件がありますので、 ホームページ参照、またはお問合せください。

住宅概要

- ・間取り 1 L D K · 家 賃 40,000円 小学生以下の子どもを養育してい る世帯に対して、若者定住住宅助成金あり。 (10,000円/月) ※対象条件あり
- ◎問い合わせ

都市計画課(電話:62-2113)

山火事に注意

春先は空気が乾燥する季節となり、山火事 発生の危険性が高まる時期です。緑豊かな森 林を守り続けていくため、火の始末には十分 気をつけるなど、皆様のご協力をお願いしま す。

春季山火事防止強調期間 3月20日~4月20日

◎問い合わせ

農林水産課(電話:62-2194)

行政相談

4月10日金 10時~15時 保健センター

心配ごと相談

4月10日金・20日(月)10時~15時 保健センター

交通事故相談

4月2日(木) 9時~17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、弁護士および司法書士による無料法 律相談所を開設します。

開設日

①司法書士による相談 4月14日火

②弁護士による相談 4月21日(火)

場所・時間 役場101相談室 14 時~16 時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士 福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部(電話:36-4789) 福島県司法書士会(電話:024-534-7502) 町民課(電話:62-2116)

4月

休日在宅当番医

5日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科

(相馬市) ☎35-1333

12 日(日) わたなべ胃腸内科

(相馬市) ☎26-5061

19 日(日) 大石医院

(相馬市) ☎35-3451

26 日(日) 菅野医院

(新地町) ☎63-2388

29 日(水) すぎやまこどもクリニック

(相馬市) ☎26-5111

診療時間 9時~16時

休日在宅歯科当番医

5日印 相良歯科医院

(鹿島区) ☎67-2525

12 日(日) 木幡歯科医院

(鹿島区) ☎46-2244

19 日(1) 新開歯科医院

(相馬市) ☎36-3214

26 日(日) 大町病院

(原町区) ☎24-2333

29 日(水) 山本歯科医院

(相馬市) ☎35-2853

診療時間 9時~16時

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について 2月測定分

Щ

◎単位: Bq/kg (Cs134 と Cs137 の合計)

◎ ND は検出下限値以下

Д

| 食品名 | 測定件数 | セシウム測定値 |
|-------|------|---------|
| ふきのとう | 1件 | 13 |

町では自家消費野菜等の放射性物質測定を 行っています。

検査を希望される方は持込方法などを確認の 上、予約の方をお願いします。

※3月20日現在、新地町で出荷及び摂取等を 差し控えるよう国から指示があるものは以下の ものとなっております。(町の検査数値は、あ くまで自主検査のものとなります。)

・いのししの肉 ・きじの肉 ・かるがもの肉

・のうさぎの肉 ・やまどりの肉 ・たけのこ

たらの芽(野生のものに限る)こしあぶら

野生きのこ

(こもんかすべは2月25日付で規制解除)

※試験操業によって流通している水産物は基準を下回ったものになります。

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

| | 捕獲数(頭) |
|------------|--------|
| 2月捕獲数 | 21 |
| 令和元年度累計捕獲数 | 266 |

町では鳥獣による農作物等被害対策として、 イノシシの捕獲活動を実施しています。

有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解とご協力いただきますようお願いします。

◎予約・問い合わせ

ф

予約専用電話(電話:090-4553-1332)

農林水産課(電話:62-2194)

 \Box